

○寄附について

Q 政治家に寄附したいけど、どうすればよいですか？

A 個人が政治家（現職の政治家や候補者、これから立候補しようとしている人）への政治活動に関する寄附は、金銭によるものが原則禁止されており、年間150万円以内の物品等によるものに限られています。ただし、政治家の資金管理団体や後援団体などの政治団体に対する寄附は、年間1団体につき150万円まで金銭による寄附もできます。

また、政治家個人に対する寄附でも、例外として選挙運動に関するものに限り、年間150万円以内で金銭による寄附をすることができます。なお、会社・労働組合等が政治家個人や後援会へ寄附することは、一切禁止されています（会社・労働組合等は、政党及び政治資金団体に対してのみ寄附することができます。）。

Q 禁止される寄附は何ですか？

A 政治家は、選挙区内の人に対して寄附をすること（政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会などに関する必要やむを得ない実費の補償を除きます。）は禁止されています。また、第三者が政治家を名義とし、選挙区内の人たちに対する寄附をすることも禁止されています。

ただし、政治家本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や、葬式や通夜における香典（花輪、供花などはできません。）で、通常一般の社交の程度を超えないものであれば出すことができます。また、政治家の後援団体が選挙区内の人たちに対し行う寄附も、同様に禁止されています。

もちろん、選挙人も候補者に対し、寄附を求めることはできません。

◆禁止される政治家の寄附の主な例

- ・病気見舞い
- ・お中元やお歳暮
- ・お祭りへの寄附や差入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への寄附や差入れ
- ・本人が出席しない場合の結婚祝いや香典

Q 「陣中見舞い」に持って行ってよいものは何ですか？

A 「陣中見舞い」は、個人から候補者への選挙運動に関する寄附とみなされます。1個人から1候補者への選挙運動に関する寄附は、年間150万円以内で、物品または金銭・有価証券でもできます。

ただし、選挙運動に関するものとして、飲食物（料理、弁当、サンドイッチ、お酒など）を提供することは禁止されています。湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子（せんべい、まんじゅう、みかん等の果物など）は提供することができます。

候補者は、陣中見舞いを受けた場合、物品でも金銭に換算し、寄附として選挙運動費用に計上しなければなりません。

Q 後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものですか？

A その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行、その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。これらの行事や事業に関して後援団体が寄附することはできますが、選挙前の一定期間寄附をすること及びお葬式の香典や花輪、結婚式のお祝いなどを出すことは、それが後援団体の設立目的に基づいていても禁止されます。